

道府県相談支援体制整備事業、高次脳機能障害支援普及事業、発達障害者支援センター運営事業、障害者就業・生活支援センター事業、障害児等療育支援事業、相談支援従事者研修事業等を実施し、市町村をバックアップしている。

都道府県においては、市町村に対する専門的な技術支援、情報提供の役割を担っている更生相談所等が設けられており、設置状況は、身体障害者更生相談所（平成23年度現在78か所）、知的障害者更生相談所（23年度現在80か所）、児童相談所（23年4月現在206か所）、精神保健福祉センター（23年4月現在68か所）となっている。また、身体障害者相談員、知的障害者相談員、児童に関する相談員及び精神保健福祉相談員を設置している。

国においては、市町村の区域で生活に関する相談、助言その他の援助を行う民生委員、児童委員を委嘱している。

全国の法務局・地方法務局及びその支局等において、障害のある人に対する人権問題について、面談・電話による相談に応じ、助言等を行っているほか、法務省のホームページ上でも人権相談の受付を行っている。人権相談で虐待等人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じて、人権侵害行為をやめさせ、また再発を防止するための適切な処置を講じている。また、平成18年度から、知的障害者更生施設等の社会福祉施設において、入所者等及びその家族が気軽に相談できるよう特設の人権相談所を開設しており、平成21年度からは、電話による相談の受付時間を延長するとともに休日にも相談に応じる全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間を実施している。

この他にも、全国の市町村に配置された人権擁護委員が、法務局の人権相談所や市役所などの公共施設・デパート等において、障害

のある人からの相談に応じている。

保健所、医療機関、教育委員会、特別支援学校、ハローワーク、ボランティア団体等においても、相談支援が行われている。

障害等により自立が困難な刑務所出所者等が出所後直ちに福祉サービスを受けられるようにするため、刑務所等の社会福祉士等を活用した相談支援体制を整備するとともに、「地域生活定着支援センター」を各都道府県に整備し、同センターと保護観察所との協働により、社会復帰を支援する体制の構築を進めている。

また、帰住先が確定しないなどの理由により出所後直ちに福祉による支援が困難な者について、更生保護施設への受入れを促進し、福祉への移行準備及び社会生活に適応するための実効性ある指導・訓練を実施している。

（4）権利擁護の推進

認知症の人、知的障害のある人、精神障害のある人など、判断能力の不十分な人々を保護し支援するための新たな公示制度である成年後見登記制度の運用が、平成12年度から東京法務局で開始され、証明書の交付については、17年1月31日から全国の法務局・地方法務局で行っている。

成年後見制度の周知を図るため、パンフレットの配布や法務省のホームページへのQ&Aの掲載などを行った。また、障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする重度の知的障害のある人又は精神障害のある人であり、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる場合に、申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部について補助を行うため、成年後見制度支援事業を実施している。平成22年4月1日現在で704市町村（40%）が実施しており、今後とも本事業の周知を図ることとしている。

日常生活自立支援事業は、認知症高齢者、

知的障害のある人、精神障害のある人等のうち判断能力が十分でない人々が、地域において自立した生活を送ることを支援するため、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理に関する援助等を行う事業として、都道府県・指定都市社会福祉協議会を実施主体とし、事業の一部を委託された市区町村社会福祉協議会等により実施されている。本人からの申請は少なく、周囲の専門職等が必要と判断して利用に至る場合が多いことが特徴。利用者の判断能力の低下等により、成年後見制度へ移行する者が増加しており、単身世帯の増加により移行のための支援も必要とされている。平成22年4月から平成23年3月までの実施状況は、本事業に関する相談件数が延べ105万7,756件、本事業の利用契約を締結したものが10,346人（23年3月末現在の本事業の実利用者数は3万5,059人）となっており、今後とも本事業の一層の定着を図ることとしている。

また、障害者団体のほか高齢者団体・行政機関等を構成員とする「高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会」が平成19年1月から開催され、消費者トラブルの情

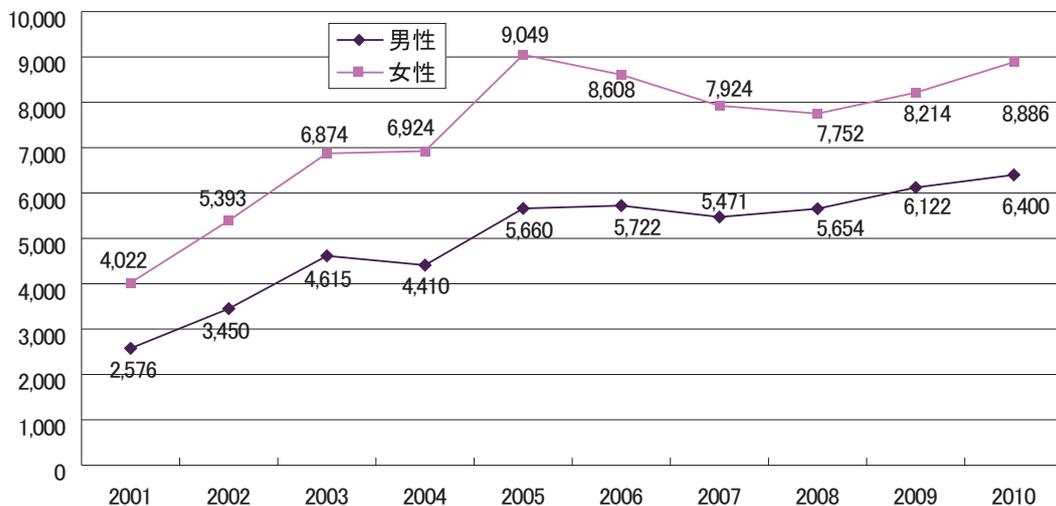
報共有や、「高齢者及び障害者の消費者トラブルの防止に向けて」の取りまとめを通じた悪質商法の新たな手口や対処の方法などの情報提供等を行う仕組みの構築を図ってきた。平成23年6月の同連絡協議会では、同取りまとめのフォローアップを行うとともに、地域活動や全国ネットワークを生かして、真摯に障害者の消費者権利の擁護に取り組み、引き続き、障害消費者の消費者トラブル防止を図ることとしている。

同取りまとめに基づき、国民生活センターでは、障害のある人やその周りの人々に悪質商法の手口等を電子メールで伝える「見守り新鮮情報」の発行、消費者問題等の知識を障害のある人に伝える障害者見守りボランティアの育成、障害者見守り活動の紹介等を行っている。

なお、悪質な手口により消費者被害にあったとして、全国の消費生活センターと国民生活センターに寄せられた「認知症高齢者、障害のある人等の相談件数（*）」は、平成15年度以降毎年1万件を超えている。

*平成23年1月末日までの登録分

■ 図表1-63 認知症高齢者、障害のある人等の相談件数（年度別・男女別）（2001～2010年度）



※2012年1月末日までの登録分

資料：独立行政法人 国民生活センター調べ

■ 図表1-64① 認知症高齢者、障害のある人等の相談件数（商品・役務別 10位まで）（2001～2008年度
（※1、※2））

全体						
	全体	件数	男性	件数	女性	件数
1	フリーローン・サラ金	7,457	フリーローン・サラ金	4,375	フリーローン・サラ金	2,899
2	新聞	3,718	電話情報提供サービス	2,802	ふとん	2,886
3	ふとん	3,704	商品一般	1,221	浄水器	2,510
4	電話情報提供サービス	3,703	新聞	1,184	新聞	2,427
5	浄水器	3,569	浄水器	975	商品一般	2,093
6	商品一般	3,455	携帯電話サービス	771	他の健康食品	1,415
7	健康食品全般	1,842	ふとん	738	健康食品全般	1,360
8	他の健康食品	1,830	屋根工事	559	羽毛ふとん	1,168
9	床下換気扇	1,553	建物清掃サービス	534	ふとん類全般	1,024
10	羽毛ふとん	1,470	床下換気扇	509	床下換気扇	1,008

■ 図表1-64② 認知症高齢者、障害のある人等の相談件数（商品・役務別 10位まで）（2009～2010年度
（※1、※2））

全体						
	全体	件数	男性	件数	女性	件数
1	フリーローン・サラ金	2,400	フリーローン・サラ金	1,450	新聞	1,135
2	新聞	1,724	出会い系サイト	545	フリーローン・サラ金	913
3	商品一般	1,219	新聞	542	商品一般	714
4	出会い系サイト	1,071	携帯電話サービス	459	他の健康食品	577
5	携帯電話サービス	773	商品一般	455	出会い系サイト	516
6	他の健康食品	766	アダルト情報サイト	323	健康食品全般	384
7	健康食品全般	519	賃貸アパート	188	ふとん	321
8	かに	478	他の健康食品	181	かに	310
9	修理サービス	419	普通・小型自動車	180	携帯電話サービス	299
10	ふとん	408	未公開株	178	修理サービス	271

※1 2012年1月末日までの登録分

※2 2009年度より商品・役務分類が改定されたため、2008年度以前との時系列での比較はできません。

資料：独立行政法人 国民生活センター調べ

(5) 障害者虐待防止対策の推進

ア 「障害者虐待防止法」の成立の背景

近年、障害のある人に対する虐待が家庭や施設等で表面化し、社会問題となっている中で、障害者の尊厳の保持のため障害者に対する虐待を防止することは極めて重要な課題とされていた。

このような中、国会において、障害者虐待防止法制の検討が進められ、平成21年7月に、自民党・公明党と民主党・社民党・国民新党それぞれから、議員立法として障害者虐待の防止のための法律案が国会に提出されたが、衆議院の解散により廃案となった。

その後、改めて自民党・公明党・みんなの党から再度障害者虐待の防止のための法律案が提出され、国会において協議が行われ、平成23年6月に与野党が合意し、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が衆議院厚生労働委員長の提出法案として、国会に提出され、全会一致で平成23年6月に成立し、24年10月から施行されることとなった。

イ 「障害者虐待防止法」の概要

① 法律の目的

障害のある人に対する虐待が障害のある人の尊厳を害するものであり、障害のある人の自立及び社会参加にとってこれを防止することが極めて重要であることから、障害のある人に対する虐待の禁止、国等の責務等を務めることにより、障害のある人の権利利益の擁護に資することを目的とする。

② 主な内容

・ 障害者の定義

「障害者虐待防止法」における「障害者」とは障害者基本法に規定する障害者とされている。

・ 障害者虐待

「障害者虐待防止法」における「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待とされている。使用者による虐待については、これまで規定されている例はないが、本法において初めて規定されることとなった。

また、障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②ネグレクト、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つとされた。本法における「身体的虐待」には、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」が含まれることが、明記された。

・ 障害者虐待防止施策

「障害者虐待防止法」では、「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない」とされ、国、地方公共団体の責務、国、地方公共団体、障害者福祉関係者等の早期発見の努力義務が規定された。

また、養護者による障害者虐待（18歳未満の障害のある人について行われるものを除く。）については、これを受けたと思われる障害のある人を発見した人は、生命又は身体に重大な危険が生じている場合に限らず、全ての場合に速やかに市町村に通報する義務が課せられた（18歳未満の障害者虐待については、児童虐待防止法において通告義務が課せられている。）。

さらに、養護者による虐待の通報を受けた市町村については、速やかに障害のある人の安全の確認等を行うこととされたほか、障害者福祉施設従事者等や使用者による障害者虐待については、それぞれ、都道府県と都道府県労働局が監督権限等の適切な行使を行うこととされた。

・ 修学する障害者等に対する虐待

「障害者虐待防止法」では、学校、保育所、医療機関を利用する障害のある人に対する虐

待を防止するため、その長や管理者に対して、研修や普及啓発の実施等障害のある人に対する虐待を防止するための措置の実施を義務付けた。

・虐待防止センターと権利擁護センター

「障害者虐待防止法」では、市町村の部局又は施設に「市町村障害者虐待防止センター」を、都道府県の部局又は施設に「都道府県権利擁護センター」としての機能を果たさせることとした。また、虐待を発見した際の通報窓口については、「市町村障害者虐待防止センター」において一元的に受け付けることとされた（ただし、使用者による障害者虐待については、都道府県と都道府県労働局において連携を図ることが必要なことから、市町村又は都道府県とされた。）。

ウ 障害者虐待の防止に向けた取組

① 障害者虐待防止対策支援事業

厚生労働省においては、平成22年度から、障害者虐待防止の取組を支援するため、「障害者虐待防止対策支援事業」を実施し、23年度は実施主体を都道府県から市町村にも拡大

している。具体的には、地域における関係機関等の協力体制の整備・充実に、過去に虐待のあった障害のある人の家庭訪問、障害者虐待防止に関する研修、虐待事例の分析等が行われている。

② 障害者虐待防止・権利擁護に関する人材の育成

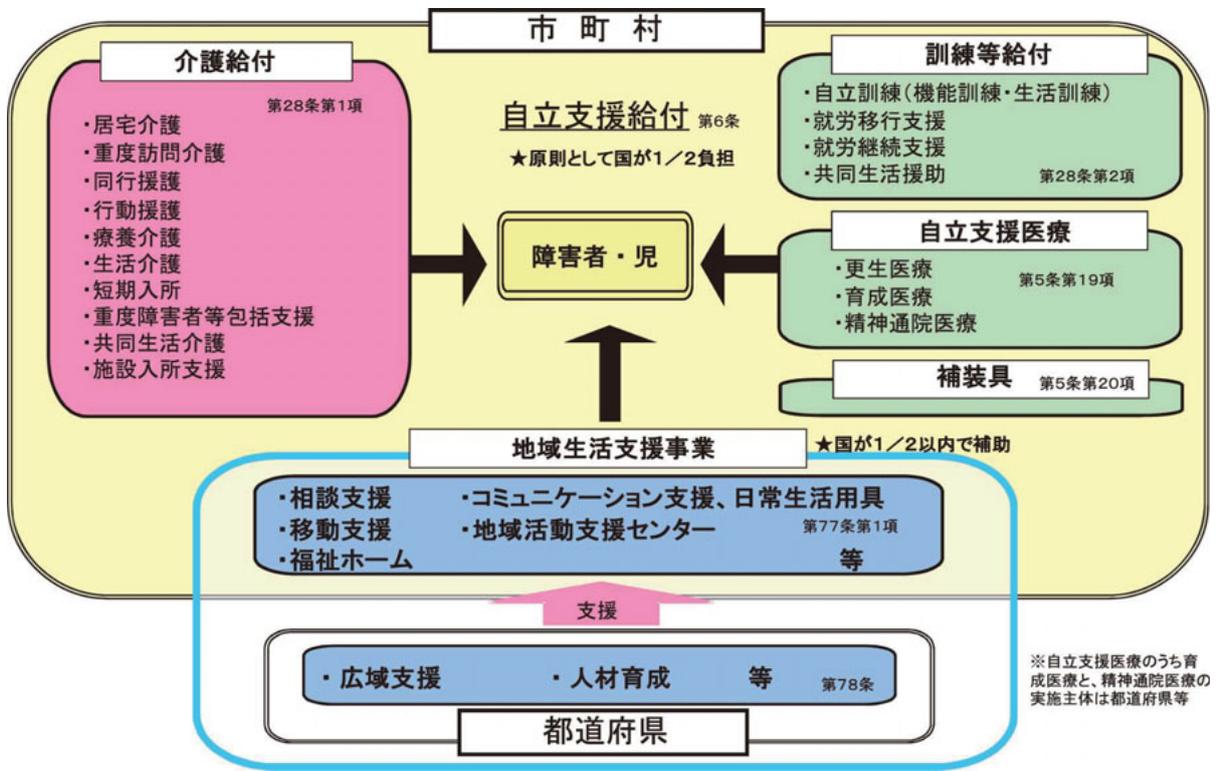
国において、障害のある人の虐待防止や権利擁護に関して各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修を実施している。

(6) 障害者団体や本人活動の支援

行政施策に障害当事者の意見が反映されるようにするため、「中央障害者施策推進協議会」等において障害当事者を委員とするとともに、知的障害のある人が「障害者基本計画」や後期5か年計画の内容を理解しやすくするため、「わかりやすい障害者計画」を作成し、配布しているところである。

「地域生活支援事業」においては、障害のある人及びその家族等の団体が行うボランティア活動を支援する「本人活動支援事業」、「ボランティア活動支援事業」を行っている。

■ 図表1-65 障害者自立支援法におけるサービス体系と実施体制



■ 図表1-66 施設・事業体系の見直し

利用者本位のサービス体系へ再編

